

## 応募に必要な提出書類

※ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一:令和3年11月時点で有効なもの)の写し、又は地方自治体の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書等(令和3年11月時点で有効なもの)の写しを提出しない場合のみ。

○: 必ず提出      △: 該当する場合に提出

	提出書類	法人	発行場所 (依頼先)
1	<b>登記事項証明書又は登記簿謄本</b> (履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書) (写し(両面印刷)可) 応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	法務局
2	<b>印鑑証明書</b> (写し可) 応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	法務局
3 (注)	<b>都道府県税全てに係る納税証明書</b> (写し可) 令和3年9月30日までに納期限の到来する以下の都道府県税について、滞納がないことの証明書を提出してください(事業を開始したばかりで、課税されていなくても提出が必要です)。 滞納のない証明書が発行されない都県については、法人にあっては直近事業年度の納税証明書を提出してください。 ※応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	<b>登録事業所のある 都道府県 税事務所</b>
	<b>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合</b> 次のいずれかを提出してください。 ①地方税法附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書」(写し可) ②「納税証明書」に徴収の猶予について明記がない場合は、「納税証明書」及び「徴収猶予許可通知書」(写し可)  ※②の場合は、納税証明書に記載されている未納税額の全額が徴収猶予されていることが徴収猶予許可通知書で確認できることが必要です。 ※「納税証明書」は、応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。		
4 (注)	<b>高知県税の納税証明書</b> (写し可) 申請者及び登録事業所の住所が高知県外であって、高知県内に支店等の事業所があり、営業概要書に当該支店等を記載している場合は提出してください。 ※応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。	△	高知県内の 県税事務所
	<b>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合</b> 地方税法附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書」(写し可)  ※応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。		
5	<b>消費税及び地方消費税の納税証明書</b> (写し可) 納税証明書の「その3の3(法人用)」を提出してください。 ※応募の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	<b>申請者の 所在地の ある税務 署</b>

	<p><b>新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている場合</b></p> <p>次のいずれかを提出してください。</p> <p>①新型コロナ臨時特例法第3条による国税通則法第46条第1項により納税の猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書（その1 納税額等証明用）」（写し可）</p> <p>②「納税証明書」に納税の猶予について明記がない場合は、「納税証明書（その1）」及び「納税の猶予許可通知書」（写し可）</p> <p>※②の場合は、納税証明書に記載されている未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されている必要があります。</p> <p>※「納税証明書」は、<b>応募</b>の前3月以内に交付されたものを提出してください。</p>		
6	<p><b>財務諸表</b>（直近1事業年度分） <u>※押印不要</u></p> <p>（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）株主資本等変動計算書</p>	○	